

労災保険の二次健康診断等給付を利用して脳・心臓疾患を予防しよう！！

二次健康診断等給付とは、労働安全衛生法に基づく直近の定期健康診断（以下、「一次健康診断」といいます。）において、脳・心臓疾患に関連する4項目に異常が認められた場合に、二次健康診断及び特定保健指導を無料で受けられる制度です。

脳・心臓疾患による労災補償の請求件数は年々増加しています。

脳・心臓疾患は、発症前の予防が大切であり、そのためにこの制度を利用することをお勧めします。

また、この制度を利用するにあたって、受診した労働者や企業が費用を負担することはありません。

給付を受けるための要件

脳・心臓疾患の症状を有していない方で、一次健康診断の結果で、次の4項目すべてにおいて「異常の所見」（基準値を外れていること）が認められること。

血圧検査

血中脂質検査

血糖検査

腹囲の検査またはBMI（肥満度）の測定

ただし、産業医等（ ）が、就業環境等を総合的に勘案し、異常の所見を認めた場合は、産業医等の意見を優先します（例えば、一次健康診断において、 ・ は異常の所見が認められ、 ・ は異常の所見が認められないという結果であっても、産業医が ・ についても異常の所見が認められると判断した場合は4項目すべてに異常の所見があることとして、給付の対象となります。）。

産業医等には、常時使用する労働者が50人以上の事業場において労働者の健康管理などを行うために選任が義務付けられている産業医だけでなく、地域産業保健センターの登録産業医も含まれます。常時使用する労働者が50人未満のために産業医を選任していない場合は、唐津東松浦地域産業保健センター（080-5952 8510）をご利用ください。

二次健康診断等給付の内容

二次健康診断

空腹時血中脂質検査

空腹時血糖値検査

ヘモグロビンA1c検査（一次健康診断で実施した場合は検査しません）

負荷心電図検査または胸部超音波検査（心エコー検査）のいずれか一方の検査

頸部超音波検査（頸部エコー検査）

微量アルブミン尿検査（一次健康診断の尿蛋白検査で擬陽性（±）または弱陽性（+）の所見が認められた場合のみ検査します）

特定保健指導（ ）

栄養指導

運動指導

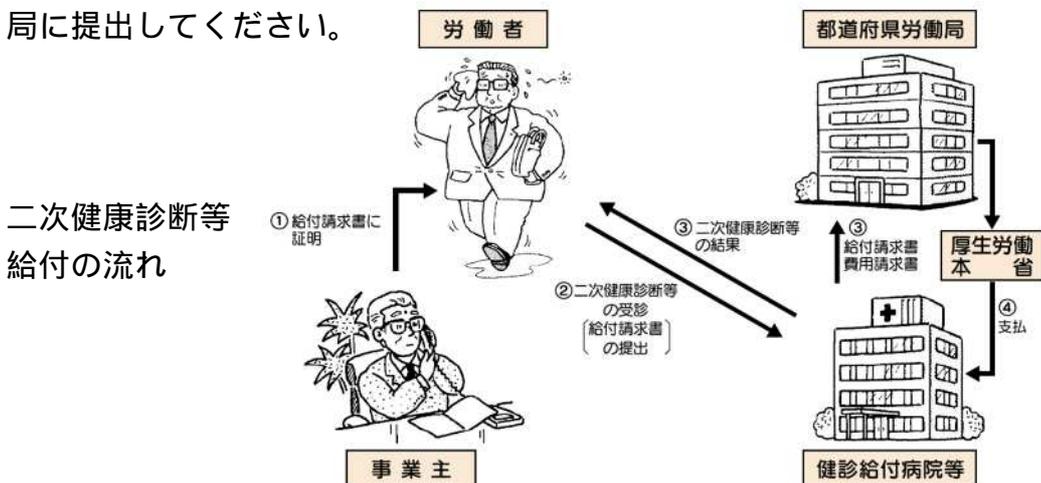
生活指導

二次健康診断の結果、脳・心臓疾患の症状を有していると診断された場合は、特定保健指導は実施されません。

請求の流れ

都道府県労働局長が指定する病院・診療所（以下、「健診給付病院等」といいます。）で受けることができます。

労働基準監督署の窓口や佐賀労働局のホームページなどから入手した「二次健康診断等給付請求書」（様式第16号の10の2）に必要事項を記入し、事業主の証明を受け、受診の際に一次健康診断の結果を証明することができる書類を添付して、健診給付病院等を経由し、佐賀労働局に提出してください。



請求にあたっての注意事項

二次健康診断等給付の請求は、一次健康診断の受診日から3か月以内に行なってください。

二次健康診断等給付は、労働者一人につき、1年度以内（4月1日から翌年の3月31日までの間）に1回のみ受けることができます。そのため、同一年度内に2回以上の定期健康診断を受診している場合でも、同一年度に受けられる二次健康診断等給付は1回となります。

労災保険特別加入者は二次健康診断給付の対象となりません。

～ お問合わせ先 ～

佐賀労働局 労働基準部 労災補償課 (0952) 32 - 7193

唐津労働基準監督署 (0955) 73 - 2179